

山北地区まちづくり協議会視察受入れに関する要綱

山北地区まちづくり協議会

令和7年9月24日 制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、山北地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）が視察を受入れ、協議会が保有する情報等を提供する際の手続きに関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「視察」とは、官公庁、議会、民間事業者、任意団体、個人等が、協議会の取り組む各種施策に係る情報等について、聴取、見学、意見交換、交流等を行うことを目的として来訪し、職員等を要してその対応を行うことをいう。

2 この要綱において、「視察費」とは、視察に係る資料等の作成に係る経費その他費用をいう。

(視察受入日時等)

第3条 視察の受入れについては、1団体当たり5人までを基本とし、村上市山北支所の開庁日の午前9時から午後5時までの3時間以内とする。ただし、当該日時に困難であることが明らかな場合その他やむを得ない事情により当該日時以外に対応することが必要と認められる場合は、この限りでない。

(申請)

第4条 視察を希望する者（以下「申請者」という。）は、山北地区まちづくり協議会視察申請書（様式第1号）を会長に提出するものとする。

2 視察者は前項の申請を視察希望日の1月前までに行うものとする。

(受入決定)

第5条 会長は、前条に規定する申請を受けたときは、その内容を審査し、受入れの可否を視察決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

2 事務局は、円滑な視察受入れを行うため、必要な事項について視察者と事前に調整を図るものとする。

(視察費の徴収)

第6条 会長は、視察の受入れを行うときは、別表第1のとおり視察費を徴収するものとする。

2 視察者は、視察が実施された日に会長に視察費を納入するものとする。

(視察費の減免)

第7条 前条第1項に規定する視察費の減免は、別表第2に定める割合とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年9月24日から施行する。

別表第 1（第 6 条関係）

種別	内訳	金額
基本額	視察人数 5 人以内で 3 時間以内	10,000 円
加算額 1	視察人数による加算（5 人を超える場合）	1 人増加につき 1,000 円
加算額 2	視察時間による加算（3 時間を超える場合）	1 につき 1,000 円

別表第 2（第 7 条関係）

種別	減免割合
山北地域内で食事をする場合	20%
山北地域内で宿泊をする場合	50%
その他会長が特に必要があると認めた場合	会長が必要と認めた割合

※上記の減免は重複して適用することはできない。